

富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会規程

令和4年9月1日制定

(設置)

第1条 富山県立大学大学院看護学研究科に、入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 入学試験の企画及び実施に関すること
- (2) 学生募集に関すること
- (3) その他入学者の選抜に関し必要と認められること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する

- (1) 看護学研究科長
- (2) 入試・学生募集部長又は副部長（看護学部から選出）
- (3) 看護学専攻において選出する1人の教員（教授、准教授に限る。）
- (4) 富山キャンパス事務部長
- (5) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 前条第3号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(欠格事由)

第5条 任期中に、本学大学院への入学を志願する者が配偶者又は二親等以内の親族にある教職員は、第3条各号に定める委員に就くことができない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、看護学研究科長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、看護学研究科長が指名する者をもって充てる。

(運営)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

(経過規程)

2 この規程の施行前において、富山県立大学看護学研究科・大学専攻科開設準備委員会で審議した事項のうち本規程第2条に係る事項は、本委員会が引き継ぐものとする。

3 本規程第3条第1号に定める者は看護学部長が、同条第3号及び第5号に定める者は看護学部長が指名する者が代行する。代行期間は令和5年3月31日までとする。